政令番号94 クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成19年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道	道 排出量/使用量(kg/年)								
府県 コート	都道府県名	裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤· 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	合計
1	北海道							2.4E+2	242.0
2	青森県							7.3E+1	73.4
3	岩手県							7.1E+1	70.7
4	宮城県							1.5E+2	149.1
5	秋田県							7.2E+1	72.3
6	山形県							8.7E+1	86.5
7	福島県							1.2E+2	116.8
8	茨城県							1.4E+2	135.1
9	栃木県							9.7E+1	96.5
10	群馬県							1.1E+2	111.7
11	埼玉県							2.9E+2	291.7
12	千葉県							2.1E+2	207.6
13	東京都							5.3E+2	532.2
14	神奈川県							3.6E+2	362.7
15	新潟県							1.5E+2	152.9
16	富山県							5.8E+1	58.1
17	石川県							5.9E+1	59.0
18	福井県							5.1E+1	50.9
19	山梨県							4.6E+1	45.6
20	長野県							1.2E+2	115.4
	岐阜県							8.3E+1	82.7
	静岡県							2.3E+2	225.8
	愛知県							3.2E+2	320.7
24	三重県							8.6E+1	86.1
	滋賀県							5.6E+1	56.4
	京都府							1.1E+2	109.3
27	大阪府							3.5E+2	347.0
28	兵庫県							2.5E+2	246.1
	奈良県							4.4E+1	44.0
	和歌山県							5.2E+1	52.5
31	鳥取県							2.7E+1	26.9
	島根県							4.4E+1	
	岡山県							1.1E+2	
	広島県							1.6E+2	
	山口県							9.0E+1	90.0
	徳島県							3.9E+1	38.9
	香川県							4.5E+1	45.2
	愛媛県							8.0E+1	80.2
	高知県							4.8E+1	47.9
	福岡県							2.5E+2	
	性間宗 佐賀県							5.3E+2	52.8
42	在貝宗 長崎県							8.0E+1	79.7
	长呵乐 熊本県							9.1E+1	
									90.5
	大分県							7.3E+1	73.3
	宮崎県							5.9E+1	59.5
	鹿児島県							1.0E+2	
47	沖縄県							7.0E+1	70.5
	全国							6.0E+3	6,017.8